

進路だより No.4

大阪府立堺支援学校・進路指導部

令和7年12月5日



こうとうぶ ねん きぎょうたいけんじゅう
高等部2年 企業体験実習

高等部2年生では、高等部卒業後に企業就労を希望する3名の生徒を対象に、10月6日から5日間の企業体験実習を実施しました。それぞれの生徒が自ら希望する職種や業務での体験実習となりました。今回は工場での製造・事務業務、スーパーでの品出し・整理、飲食店での清掃・調理補助などの業務に携わりました。

生徒それぞれが実習の目標を立て、意識を持ちながら実習に取り組むことができました。実習を重ねるごとに少しづつ成長の跡がうかがえます。実習後の振り返りやお礼状の作成にも真剣に取り組むことができました。

今後の進路決定に向けて、仕事をする上で大切なことや自分の将来について考える良い機会となりました。

こうとうぶ ねん きぎょうじゅう
高等部3年 企業実習

今年度は9月16日（火）から26日（金）までの2週間に1名、9月29日（月）から10月10日（金）までの2週間に2名の生徒が本校高等部卒業後の企業就労をめざして企業実習に臨みました。仕事内容としては事務的軽作業とスーパーマーケットでの品出し業務でした。採用の可否を見極めるための実習ですので、体験実習よりも厳しい目で見られるのですが、今回の実習の目標や6月の実習時にいただいた課題をしっかりと意識して、どの生徒も実習を無事に乗り切ることができました。

この経験を卒業後に活かしていくためにも、残り少ない学校生活でしっかりと気を引き締めて有意義に過ごしてほしいと思います。



ふくしじぎょうしょ てん
福祉事業所ポスター展

11月25日～29日までの一週間、高等部調理教室を会場にして「福祉事業所ポスター展」を開催しました。

今年度も堺市（堺区、北区、西区、中区、東区、南区、美原区）だけではなく、大阪市、大阪狭山市、松原市、高石市、和泉市、泉大津市、泉佐野市と幅広い地域より多数の福祉事業所にご参加いただき、当日は77ヶ所の事業所のポスターを展示することができました。

利用者様の活動（作業）の様子のわかる写真や余暇活動を楽しむ写真など、各事業所のさまざまな特徴を知るきっかけとなりました。

今回のポスター展に参加できなかった方は、本校 高等部職員室前にもパンフレットを置いていますので、ご来校の際はお立ち寄り、ご自由にお持ち帰りください。

今後も福祉事業所の情報を積極的に集め、卒業後の進路にむけて活用していただきたいと思います。





1年生は堺市美原区の、防災センターに行きました。地震体験や火事の時の「煙・暗闇体験」、燃え盛る炎を消す「消火体験」などをしてきました。

2年生は社会福祉法人コスモス「おおはま障害者作業所」に行きました。作業の様子や生活の場を見学させていただきました。

3年生はビッグ・アイの見学に行きました。宿泊施設の見学と体験実習を経験しました。お客様のためのパンフレットを折ったり、ゴミ分別のシールを貼ったりして、仕事をすることの大切さを感じました。

1年…堺市総合防災センター (地震、消火、避難体験等)

2年…社会福祉法人コスモス「おおはま障害者作業所」 (福祉事業所見学)

3年…国際障害者交流センター ビッグ・アイ (施設見学・作業体験)



就労選択支援について（令和7年10月に新設された福祉サービス）

<就労選択支援の概要（※厚生労働省ホームページより）>

(1) 就労選択支援の趣旨

就労選択支援は、令和7年10月1日より開始する新たな障害福祉サービスであり、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することを趣旨とするものである。具体的には、専門的な研修を修了した支援員が、本人と協同しながらアセスメントを実施し、多機関連携によるケース会議や地域の情報収集等を行った上で、本人の特性や意向等に応じた就労の選択を支援するものであり、就労選択支援の利用は、本人の自己決定の尊重及び意思決定の支援につながるものと考えられる。

(2) 就労選択支援の主な内容

- ①「作業場面を活用した状況把握（アセスメント）」
- ②「多機関連携によるケース会議」
- ③「アセスメントシートの作成」
- ④「事業所等との連絡調整」

（3）就労選択支援の対象者

- ・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者（※在校生の内容）
- ・現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者（※卒業生の内容）

※なお、就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用する必要がある。

（4）就労選択支援の支給決定期間及び実施期間

支給決定期間は原則1か月間とする。支給決定期間のうち、作業場面等を活用した状況把握（アセスメント）は2週間程度を想定しているが、個々の状況に応じて、5日間程度の短期間での実施も可能とする。

（5）就労選択支援の実施時期

就労選択支援は18歳以上の障害者向けの障害福祉サービスであるが、特別支援学校等に在籍する生徒に対して、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校等の1年次から利用可能であり、また、在学中に複数回実施することも可能としている。なお、15歳以上18歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合は、児童相談所長が障害福祉サービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知することが必要となる。

※次ページの別添3リーフレットも参考にしてください。

＜進路指導部より＞

- ・就労選択支援のサービスを利用する場合は、居住地の区、市の障がい福祉の窓口（堺市は各区の地域福祉課もしくは保健センター）での利用申請が必要です。
- ・就労継続支援B型事業所を進路希望の高等部3年生においては、従来の就労移行支援事業所でのアセスメント実習を実施済みですので、（卒業後に就労継続支援B型事業所の利用するために、）あらたに、この就労選択支援を利用する必要はありません（企業体験実習の評価をアセスメント実習に代替した方も含みます）。
- ・卒業後に就労継続支援B型事業所を進路希望の高等部1、2年生においては、就労選択支援を卒業までに利用する必要がありますが、就労選択支援の利用を考えている方は、担任を通じて進路指導部までご相談ください。→高等部3年生時に、「就労選択支援」を利用されていない場合は、ご相談のうえ、対応していきます。
- ・ご家庭より、学校の授業日に就労選択支援を受けるために登校できない日は「出席停止・忌引等の日数」に計上することとなります。
- ・令和7年10月現在、堺市内の就労選択支援事業所は1カ所となっています。

※お問い合わせは、担任を通じて進路指導部までお願いします。